⑶　重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
⑷　会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
⑸　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

2　事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

⑴　監査等委員会の監査の方法及びその内容
⑵　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見
⑶　取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
⑷　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
⑸　会社法施行規則第118条第２号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
⑹　会社法施行規則第118条第３号若しくは第５号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第128条第３項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見

別紙様式第１号の７の２（第27条の４の２及び第28条の２の２関係）　（日本工業規格Ａ４）

監　査　等　委　員　会　監　査　報　告　書

年　月　日

少額短期保険相互会社　監査等委員会
監査等委員　氏　名　印
（自　署）

（記載上の注意）

1　計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

⑴　監査等委員会の監査の方法及びその内容
⑵　会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（保険業法施行規則第27条の６第３項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領しない旨）
⑶　重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
⑷　会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
⑸　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

2　事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

⑴　監査等委員会の監査の方法及びその内容
⑵　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見
⑶　取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
⑷　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
⑸　保険業法第53条の30第１項第１号ロ及びホに規定する体制の整備についての決議の内容（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

別紙様式第１号の７（第27条の７関係）記載上の注意２⑹中「第118条第３号」を「若しくは第５号」を「とき」を「又は同令第128条第３項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているとき」を加える。

別紙様式第１１号の２の記載上の注意１⑻、別紙様式第１１号の３の第１の記載上の注意１⑻及び別紙様式第１１号の３の第１の記載上の注意１⑽中「第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第四号を次のように改める。

別紙様式第４号（第15条の２関係）

（日本工業規格Ａ４）

株　主　総　会　参　考　書　類

1　議案
⑴　会社の提案に係るもの
⑵　株主の提案に係るもの
2　提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）
3　議案につき会社法第384条又は第389条第３項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要
4　その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項

（記載上の注意）

1　役員の選任に関する議案

⑴　取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

①　候補者の氏名、生年月日及び略歴
②　就任の承諾を得ていないときは、その旨
③　株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第342条の２第４項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要
④　候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第１項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
⑤　当該株式会社が公開会社（会社法第２条第５号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
イ　候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）
ロ　候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第８号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実
ハ　候補者と株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
ニ　候補者が現に当該株式会社の取締役であるときは、当該株式会社における地位及び担当
⑥　当該株式会社が公開会社であって、かつ、他の者の子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等又は保険業法第33条の２第１項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
イ　候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨
ロ　候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以下⑥において同じ。）の業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の者における地位及び担当
ハ　候補者が過去５年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当